登録取消し処分

処分日:令和7年10月21日

業者名 (氏名)・ 登録番号・登録日	登録上の営業所所在地	処分理由(違反事項)
サン(青木 久雄) 東京都知事(1)32018号 令和7年3月31日	東京都江戸川区鹿骨六丁目 4番19号	・返済能力の調査義務違反(※)・契約締結前の書面の交付義務違反・契約締結時の書面の交付義務違反・受取証書の交付義務違反・帳簿の備付け義務違反

【参考】

(※) 返済能力の調査義務違反

貸金業法では、資金需要者等の利益の保護を図るため、個人である顧客等と貸付けの 契約を締結しようとする場合には、返済能力調査を行うに際し、指定信用情報機関が保 有する信用情報を使用することを貸金業者に義務付けています。

しかし、当該貸金業者は、個人と貸付けの契約を締結する際に、指定信用情報機関が 保有する信用情報を使用しませんでした。